

北海道美幌高等学校 令和6年度 道徳教育全体計画

関係法令 日本国憲法 教育基本法 第一章 第一条・第二条 第二章 第九条・第十三条 第六章 第五一条 学校教育法 学習指導要領及び解説 第一章 第一款 2	学校教育目標 (1)生徒の可能性を引き出し、自己実現を可能にする力を育成する (2)生徒と教職員が目標を共有し、自ら考え解決する力を育成する (3)生きる力を身につけ、オホーツク圏の産業・文化の発展に貢献する人材を育成する	道徳教育の推進体制 総務部 <ul style="list-style-type: none">PTA外郭団体と連携保護者への情報の公開と共有書籍やITを通じた正しい社会モラルの定着ルールやマナーを大切にする心の育成人間としての生き方についての自覚を深め、進んで社会の発展のために尽くそうとする心の育成
社会の要請 <ul style="list-style-type: none">自ら考え行動するたくましい力の育成心豊かな文化と社会を継承・創造する力の育成 保護者の要望 <ul style="list-style-type: none">思いやりの心を持ち、心身ともに健やかに育って欲しい。それぞれの夢や希望に向かって挑戦し、成長していくことができるよう、豊かな心を育んで欲しい。 生徒の実態 <ul style="list-style-type: none">礼儀正しく、元気にしっかりと挨拶ができる身なりがきちんとしており、時間を守ろうとする意識が高い。感謝の気持ちを持ち、相手を思いやり、気配りすることができる。	道徳教育の重点目標 (1)自他の生命・人権を尊重し、自己の理想の実現に粘り強く取り組む生徒を育成する。 (2)望ましい生活習慣を身につけ、正義を重んじ、差別や偏見のない社会の実現に努める生徒を育成する。 (3)広い視野を持ち、地域の特性を活かしながら、社会の幸福に貢献する生徒を育成する。	学習支援部 <ul style="list-style-type: none">教育課程の編成教職員間連携調整分掌間連携調整授業改善学習環境の充実
各教科における関連 国語科 ・作品を通していろいろなものの見方や考え方があることを理解させる。 地歴公民科 ・社会的事象に関心を持って多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と主体的に解決しようとする態度を養う。 数学科 ・事象を数学的に捉え、筋道を立てて考え、表現することにより、主体的に判断する能力と態度を養う。 理科 ・自然の事物・現象を探究する活動を通して、自然と人間との関わりについて認識を深め、尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。 保健体育科 ・挨拶励行とルールを遵守させ、集団行動を通して他者を尊重する心を養う。 芸術科 ・芸術に親しみ、それを生活や社会に活かし、豊かにする態度を育成する。 外国語科 ・外国語を通じて、自己及び自國を見つめ直し、異文化や価値観の多様性に対する理解を深めさせる。 家庭科 ・他者と関わって生活していることを理解し、周りのことを考えて行動する生活者の態度を養う。 情報商業科 ・情報モラルを始め、実践力やコミュニケーション能力、社会への適応能力等を育成する。 農業科 ・①作物の生産ならびに家畜の飼育をとおし、命の尊さを学ぶとともに人間としての協調性・協働性・社会性を養う。 ②食育の観点を踏まえながら食料の大切さを学ばせ、更には実習をとおして社会人になるための働く姿勢を養わせる。		
生徒指導等における関連 生徒支援部 <ul style="list-style-type: none">青年期の特質を踏まえ、生徒が人間や社会に目を向け人間としての在り方や生き方を考える教育を推進する 学年 <ul style="list-style-type: none">各種行事や授業、課外活動等を通じて集団や社会の一員としての自覚を持ち、仲間にに対する優しさや思いやりを育てる。	学校の環境の充実 <ul style="list-style-type: none">教職員、生徒による日常の清掃活動→落ちていた学習環境を創造する。HR経営による机、椅子の点検→公共心の育成部活動によるグランピング、コト等の環境整備農場部による、圃場・敷地内環境整備→自然を慈しみ、食物を大事にする「いただきます」の心の涵養	家庭・地域との連携 総務部 ・学校での活動状況をこまめに知らせるように努めることにより、情報の共有化を図る中で、子供たちの道徳観を醸成する。 農場部 ・未就学園児の農業体験を通して命の大切さや自然の大切さを理解させる。
普通科と農業科との連携 <ul style="list-style-type: none">各種生徒会行事での連携活動		